

令和2年3月2日

お客様各位

税理士法人大樹
代表社員 五藤一樹

新型コロナウイルスに対する当社の対応について

当社では新型コロナウイルスの感染拡大を受け、お客様および当社社員を含む皆様の安全確保と継続したサービス提供のため、以下の対応を実施いたします。

◆対応方針

- ①職員の関与先様訪問、出張、外部セミナー等への参加を原則禁止いたします。
- ②帰社時、帰宅時の手洗いを励行し、備え付けの消毒液で殺菌してからの入室を義務づけます。ご来訪いただくお客様にも、同様のお願いをいたしますので、ご協力のほどお願いいたします。
- ③通勤時や顧客訪問時等、外出時はマスクの着用を義務づけます。
- ④発熱または咳など風邪の初期症状がある場合や、体調に不安のある場合、家族に同様の症状がある場合は出社を禁止します。
- ⑤空気清浄機（除菌・加湿機能付き）、クレベリン（室内ウイルス除去・除菌）を設置します。

◆確定申告期限延長について

新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる政府の方針を踏まえ、令和元年分の所得税・贈与税・消費税（個人事業者）の申告・納付期限が4月16日まで延長されることとなりましたが、当社では3月16日までに申告業務を完了できるよう業務を進めさせていただき予定です。

◆資料の受け渡しについて

できる限り FAX、メール、郵送での受け渡しをお願いいたします。安心してご来訪いただけるよう社内の感染対策は上記の通り行っておりますが、来訪の際は消毒液の利用をお願い致します。

◆訪問について

WEB面談をご提案させていただきます。具体的な操作方法については改めてご案内させていただきます。

確定申告、月次決算、年次決算に関する資料受け渡し、お打合せが多く必要となる時期でございます。お客様にはご迷惑をおかけいたしますが、安全の確保と感染拡大防止のため、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大に関する金融支援、雇用維持についての支援施策等につきましては別途ご案内いたします。

以上